

令和4年（2022年）度 地域連携活動報告書

連携先名称：世田谷目黒農業協同組合

協定締結日：平成28年（2016年）5月11日

活動状況：継続中

連携先窓口：世田谷目黒農業協同組合 総務課

活動資金：研究室予算

担当教員（所属）：山田崇裕（アグリビジネス学科）

活動体制（単位）：研究室・ゼミ活動

関連教員（所属）：なし

活動目的：

包括的な連携のもと地域の農業生産、販売の推進、都市農地の保全にむけて相互に協力することを目的とする。

活動内容・成果：

担当教員の3年生ゼミでは、例年、教育研究活動として「フィールドワーク演習」を実施している。この一環として、2022年度は世田谷目黒農業協同組合が開設、運営・管理を行う体験型農園を事例に、農園の開設・運営方法と課題の把握に関するヒアリング調査を実施した。本調査は学生主導（担当教員が指導）の下で実施したものであり、同組合体験農園室のご担当者様にご協力いただいた。結果、世田谷目黒協同組合では、①わが国で先駆けて「都市農地貸借法」を適用した体験型農園を開設し、地権者（組合員）およびJA組織内の役割分担等を明確にしていること、②組合員、利用者、地域社会との関係への配慮を重視した運営を行っていること、③JA組織内の人材とコストの面から現状の農園数を維持することが望ましいことを明らかにした。

また、この研究成果を「令和4年度実践総合農学会（秋季オンライン大会）」において学生と担当教員が報告をした（学会報告の詳細は別紙を参照のこと）。

●個別研究報告

稲見 有哉・下越 廉・前田 稜介・山田 崇裕（2022）「都市部のJAによる体験型農園の開設・運営の実態と課題—JA 世田谷目黒と JA セレサ川崎を事例として—」、2022年度実践総合農学会秋季オンライン大会個別研究報告要旨集。

課題・改善点：

2020年度に窓口担当教員が交代となったことを契機に、本学より中長期的に継続可能な研究活動、教育活動に関する共通テーマ、活動内容等を提案し、準備を進めていく予定であった。しかし、2022年度末まで新型コロナウイルス感染拡大に伴い協議を実現できていない。2023年度は、世田谷目黒協同組合の担当者と意見交換を行い、地域の大学としての農大側の教育研究シーズとJA側のニーズを擦り合わせ、持続可能なテーマを設定できればと考えている。



写真1 ヒアリング調査の様子



写真2 個別研究報告の様子

都市部の JA による体験型農園の開設・運営の実態と課題

—JA 世田谷目黒と JA セレサ川崎を事例として—

稲見 有哉・下越 廉・前田 稜介・山田 崇裕

(東京農業大学 国際食料情報学部)

1. はじめに

わが国において 1992 年に改正生産緑地法が制定されてから本年で 30 年を迎えた。都市農業では、いわゆる「2022 年問題」が注目され、生産緑地の減少が懸念された。国土交通省によると、2022 年 6 月末現在にて特定生産緑地の指定済み及び指定が見込まれる生産緑地は、全体の 89% (計 8,348ha) に達しているものの、引き続き都市農地をどのようにして保全していくかを検討する必要がある。一方、都市農地は人々の生活環境や社会環境において重要な役割を担っており、地産地消機能、交流創出機能などの多面的機能を有することが指摘されている。

こうした状況下において、JA 全中 (2016)『体験型農園の開設・運営の手引き』²⁾では JA が開設・運営を行う体験型農園の意義や開設・運営方法が提示され、これを受け都市部を中心に JA グループが関与する体験型農園の普及が進められている。背景の 1 つとしては、2018 年に都市農地貸借法が制定され、JA が一定条件のもと地権者から生産緑地を借り受け、JA 主体型として農園を開設、運営することが可能となったことにある。ほかにも、農園利用方式 (農業経営) をベースとして、JA が経営主のサポートを行う体験型農園 (JA 運営支援型) も出現している。しかし、このような体験型農園は萌芽的な取組であり、統計資料においても農園件数やその特徴が整理されていない。先行研究に関しても体験型農園の普及にかかる JA グループの役割と課題を論じた小田¹⁾、JA ぎふの事例分析を行った山田³⁾に限られる。JA の開設・運営する体験型農園が、例えば、民間企業が関わる市民農園と開設・運営方法の違いという点でどのような特徴や課題が存在するか明らかにすることは、今後の普及方策を検討するうえで示唆を与えようと思料する。

以上より本研究では、JA が開設・運営を行う体験型農園を対象として、運営方法の概要を整理したうえで、地権者 (組合員) との農地確保や JA による農園運営、支援をめぐる契約関係、農園運営・支援の方法を明らかにし、今後、この体験型農園の普及にむけた課題を考察する。

2. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、2 次情報に基づき三大都市圏の特定市において体験型農園の開設、運営に関わっている JA を特定し、情報収集を行った。次いで、体験型農園の運営を行っている JA 世田谷目黒、JA セレサ川崎の担当部署職員を対象にヒアリング調査を実施した。調査実施日は、JA 世田谷目黒が 11 月 7 日、JA セレサ川崎が 11 月 14 日である。

3. 調査結果

JA 世田谷目黒と JA セレサ川崎で調査を行った結果、世田谷目黒では玉堤、桜上水、中町、上野毛の 4 地区にて体験型農園を運営しており、JA セレサ川崎では宮前平、梶ヶ谷、五月台の 3 地区の体験型農園を運営している。農地確保の方法として、JA 世田谷目黒では 4 件の農園が病気や高齢で営農を継続で

きなくなった組合員の依頼を受け、その農地を借用している。これに対して、JA セレサ川崎の梶ヶ谷、五月台地区の2件の農園に関しては市街化調整区域の遊休農地を選定し、積極的にJA側から声をかけ農地貸借により確保した（なお、宮前平地区は農家（組合員）が経営する農園利用方式のため、農地の貸借契約を結んでいない）。

民間企業が運営する市民農園との違いに関しては、農家直接の指導が受けられることの信頼感や安心感が、JAが運営する体験農園にはあるということが世田谷目黒とセレサ川崎の両方で指摘された。また、利益追求のために運営するのが主として民間企業主導の市民農園で、あくまでも地域の農地を保全のために運営するのが、JAが開設・運営を行う体験型農園である。さらに、JAが体験型農園を運営することによって得られるメリットとして、JA世田谷目黒では組合員から感謝や信頼されることであり、JAセレサ川崎では、利用者や近隣住民から都市農業に対する理解が得られ、ひいては近隣住民とのコミュニケーションにも繋がることを挙げていた。

表1 調査対象JAにおける体験型農園の概要

| 農園所在地区 | JA 世田谷目黒 | | | | JA セレサ川崎 | | |
|------------|----------------|-------|---------|---------|----------------|-------|---------|
| | 玉堤 | 桜上水 | 上野毛 | 中町 | 宮前平 | 梶ヶ谷 | 五月台 |
| 面積 | 1338㎡ | 5743㎡ | 1854㎡ | 2119㎡ | 2000㎡ | 1748㎡ | 2461.8㎡ |
| 区画数 | 35区画 | 55区画 | 28区画 | 80区画 | 47区画 | | 26区画 |
| 1区画当たりの面積 | 10㎡ | | | 6㎡ | 15㎡ (3m×5m) | | |
| 利用料金 | 110,000円 | | | 66,000円 | 7000円 (月額) | | |
| 契約期間 | 10カ月(4月から翌年1月) | | | | 11カ月(3月から翌年1月) | | |
| 対象 | 地域住民 | | 提携会社の会員 | | 明確な設定なし | | |
| 農園の運営主体 | JA | | | | 地権者 | JA | |
| 講習会運営者・管理者 | JA職員 | | | | 地権者 | 農業顧問 | |

注:1)世田谷目黒の利用料金は、年間での一括払い方式を採用している。

:2)セレサ川崎宮前平地区の農園は農園利用方式のため、利用料金が月5,000円、収穫料金が月2,000円(月額計7,000円)となっている。他2か所は利用料金として7,000円のみ徴収している。

:3)セレサ川崎の梶ヶ谷、五月台地区に所在する農園にて、講習会の運営を行う農業顧問はJAと農業者の間で雇用契約を締結している。

4. まとめ

双方のJAでは農地の維持を目的に体験型農園を開設、運営していることから、報告者らは地域内で体験型農園を増設できれば、地域の農地を保全できる可能性が高まるとの仮説を立てた。しかし、ヒアリング調査から、体験型農園はあくまで新しい都市農業経営の1つとして行っていることであり、農地保全の一端を担うことは可能だが、根本的な解決にはならない点を把握した。また、調査対象となった2箇所のJAにおける共通課題に関しては、JA側で職員の人件費を中心に経費が集中する、JA職員の異動に伴う人材育成が困難となる等、民間企業が運営する市民農園とは異なる組織運営面での課題が存在し、その対策も必要であることを明らかにした。

引用・参考文献

- 1) 小田志保 (2017) 体験型農園の普及にかかるJAグループの役割と課題. 農林金融 2017. 12 : 42-54.
- 2) 全国農業協同組合中央会 (2016) 体験型農園の開設・運営の手引き【初版】.
- 3) 山田崇裕 (2019) 「都市農業振興基本法」制定下におけるJAによる農業体験型農園の開設・運営および普及に向けた支援の実態と課題 ～関係主体の連携状況と支援組織の経営資源に着目して～. 協同組合奨励研究報告 第四十四輯 : 125-148.